

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラント起動前の原子炉建屋内総点検において、原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用油温度制御器への計装用空気供給弁のグラウンド部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	2月21日審議分
2	1号機	275kV超高压開閉所の碍子洗浄水ポンプ（B）の点検において、羽根車（4段目）に貫通孔（製造時の巣）の発生が認められたため、当該部を修理	D	2月21日審議分
3	1号機	プラント起動前の制御棒全数動作確認において、制御棒駆動水圧ユニット（02-19）の全挿入時、「全挿入」表示ランプが消灯し、制御棒の挿入位置が不明になったことを示す警報の発生後、「全挿入」表示ランプが再点灯する事象が発生したため、対応検討	C	2月21日審議分
4	1号機	タービン建屋地階の機器ドレン埋設配管の漏えい確認を実施したところ、機器ドレンサンピット近傍の埋設配管に漏えいの可能性が認められたため、対応検討	B	
5	1号機	プラント起動中において、主蒸気バイパス配管（B）用ドレンポット排水弁の自動「開」動作と同時に発生すべき、ドレンポットレベル高を示す警報が発生しなかったため、当該レベル制御及び警報回路を点検・修理	D	
6	1号機	プラント起動中において、中性子束計測装置中間領域モニタ（CH13）に中性子レベルが著しく上昇したことを示す警報が瞬時的に発生し、「A系原子炉自動スクラム」を示す警報の発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
7	1号機	高压注水系定例試験において、同系ポンプ駆動用タービンの入口蒸気止め弁に動作不良が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンク用配管トレンチ内に雨水の影響と思われる水のリーク発生を示す警報の発生が認められたため、当該配管トレンチを点検・修理	D	
9	2号機	給復水系注入用酸素ポンベB系（屋外）のポンベ（1本）の出口弁接続部より酸素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	取水設備電源盤室脇にある立坑の換気用配管の天井貫通部付近（屋外）に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	高压復水ポンプ（A、B、C）の各出口配管のドレン弁（3台）用銘板記載の弁名称に誤記が認められたため、当該銘板（3枚）を交換	D	
12	3号機	6.9kV高压配電盤（C）の共通制御電源用ブレーカのハンドル施錠装置が取付けられていないため、当該装置を取付	対象外	
13	3号機	原子炉冷却材浄化系廃樹脂タンク上澄み水移送ポンプのグランドリーク排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	3号機	プロセス計算機の警報記録用プリンタに6.9kV高压配電盤（非常用A系）の電圧指示値不良を示すエラーメッセージが表示されたため、プロセス計算機の電圧表示用回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	取水設備用動力電源盤の共通制御電源用ブレーカのハンドル施錠装置が取付けられていないため、当該装置を取付	対象外	
16	4号機	原子炉建屋階段（北東）用照明回路に絶縁不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
17	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）の入口流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系排気ファン（A、B）の入口ダクト下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	消火系圧力調整用消火ポンプのグランド部にリークが認められたため、当該グランド部を点検・修理	D	
20	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋の空調機内底板部に腐食による開孔（縦：約20cm×横：約20cm）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）のレベル制御回路の内部部品に動作不良が認められたため、当該部品を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉再循環系ポンプ及び駆動用電動機（B）の振動記録計において、記録用ペン（3個中、1個）に固着が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	6号機	プロセス放射線モニタ（A）用液晶表示盤の一部に表示不良が認められたため、当該表示盤を点検・修理	D	
24	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）の固着灰除去装置用移動台車が後退端まで戻らず、走行不良となったため、当該台車を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで